

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	沖野 (沖野二丁目、沖野三丁目、沖野五丁目)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地が市街化区域の外縁部に位置し、点在していることから、大規模な団地化が難しい地域。また、耕作者は周辺の複数地域より、耕作に来ている。後継者も少なく、離農があっても地域で受け止めていくことが難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

小規模農家は水稻を中心に、周辺集落から入り作している一部の認定農業者は大豆、麦類、そばを栽培している。今後、できる限り現状維持しつつ、周辺集落の認定農業者へ農地を集積し、保全していくかを検討していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
離農者が出た場合は、地域内及び周辺集落の認定農業者へ集積を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
権利設定を行う場合は活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水路、農道の維持を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内、近隣集落から新規就農希望者があれば、市、JAと協力し、定着に向けて取組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が図れるものについては、検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--